第五十四条の四十六第一項中「第七十三条の二十七の七第一項」を「第七十三条の二十七の六」に改め、同条第二項第二号中「又は法第七十三条の二十七の九の規定の適用がある取得」を削り、同条第六項第二号中「（次号に掲げる土地の取得を除く。）」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「から第七号まで」を「及び第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を削り、同項第六号中「第七十三条の二十七の四第七項」を「第七十三条の二十七の四」に、「同項」を「同条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第七十三条の二十七の四第七項」を「第七十三条の二十七の四第七項」に、「同項」を「同条第一項」に、「本号」を「この号」に改め、同号を同項第五号とする。

第五十六条の八十八の二第一項中「第七百三条の四第十二項」を「第七百三条の四第十一項」に改め、同条第二項中「第七百三条の四第二十一項」を「第七百三条の四第十九項」に改め、同条第三項中「第七百三条の四第三十項」を「第七百三条の四第二十七項」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第三十二項」を「第四十八条の十三第二十七項」に、「第十一項から第十三項まで、第十五項から第十七項までの規定及び第十九項」を「第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項」に改める。

第五十八条中「第十四項」を「第十項」に、「第七十三条の二十七の九」を「第七十三条の二十七の六」に、「第八条第五項」を「第八条第七項」に改める。

附則第四条の五を附則第四条の六とし、附則第四条の四の次に次の一条を加える。

（寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例）

第四条の五　法附則第五条の六第一項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の二第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

2　法附則第五条の六第二項の規定により読み替えて適用される法第三百十四条の七第一項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した租税特別措置法第四条の五第二項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

附則第五条の三を削る。

附則第五条の四第三項中「附則第五条の四第三項」を「附則第五条の三第三項」に改め、同条を附則第五条の三とする。

附則第五条の五の表第四十八条の十の項、第四十八条の十一の二第一項の項、第四十八条の十一の六第一項の項、第四十八条の十一の九第一項の項及び第四十八条の十一の十二第一項の項中「附則第五条の五」を「附則第五条の四」に改め、同条を附則第五条の四とする。

附則第六条を附則第五条の五とし、同条の次に次の一条を加える。

（特定寄附信託に係る利子等の支払の事務）

第六条　法附則第八条の三の二の規定によりみなして適用する場合における法第二十四条第八項に規定する利子等の支払の事務（利子等の支払に関連する事務を含む。）で政令で定めるものは、当該特定寄附信託に関する事務とする。

附則第六条の二第三項中「附則第九条第十一項」を「附則第九条第十項」に改める。

附則第六条の十六第五項を削り、同条第六項中「附則第十条第六項」を「附則第十条第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「附則第十条第七項」を「附則第十条第六項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第七条第二項中「附則第十一条第三項」を「附則第十一条第二項」に改め、同条第三項及び第四項中「附則第十一条第四項」を「附則第十一条第三項」に改め、同条第五項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第十一条第八項に」を「附則第十一条第四項に」に、「及び第七項」に改め、同項第一号中「第十一項」を「第七項」に、「第十二項」を「第八項」に改め、同項第四号ロ中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項中「附則第十一条第八項」を「附則第十一条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十一項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十二項中「附則第十一条第九項」を「附則第十一条第五項」に、「第十項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十三項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十四項中「附則第十一条第十項」を「附則第十一条第六項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十五項中「附則第十一条第十二項」を「附則第十一条第八項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十六項から第二十一項までを削り、同条第二十二項中「附則第十一条第十九項」を「附則第十一条第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十三項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十四項中「附則第十一条第二十項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十五項中「附則第十一条第二十三項」を「附則第十一条第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条に次の五項を加える。

16　法附則第十一条第十四項に規定する農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものは、農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

17　法附則第十一条第十四項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものは、漁業近代化資金融通法第二条第三項に規定する漁業近代化資金で政府又は都道府県の利子補給に係るものとする。

18　法附則第十一条第十四項に規定する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める施設とする。

一　法附則第十一条第十四項の資金（次号及び第三号に定める資金を除く。）の貸付けを受けて取得する場合　農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合又は事業協同組合（事業協同組合にあつては、木材に関する事業を行うものに限る。）が保管、生産又は加工の用に供する家屋

二　株式会社日本政策金融公庫法別表第一第九号の下欄に掲げる資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第五号若しくは第七号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合　農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が保管若しくは加工又は共同計算センターの用に供する家屋

三　食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十条第一項の資金又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の資金のうち沖縄振興開発金融公庫法施行令第二条第十号に掲げるものの貸付けを受けて取得する場合　農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合（企業組合を除く。）又は商工組合が製造又は加工の用に供する家屋

19　法附則第十一条第十六項及び同項の規定により読み替えて適用される法第七十三条の十四第一項に規定する貸家住宅で政令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

一　当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積（当該貸家住宅に共同の用に供される部分があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次項において同じ。）が三十平方メートル以上二百四十平方メートル以下であること。